

長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(長野税務署長)

平成21年2月6日却下・棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	長野税務署長
被告指定代理人	西尾 一義
同	池田 孝浩
同	権田 広光
同	北澤 直矢
同	田部井 敏雄
同	渡邊 雅行
同	菊池 豊

主 文

- 1 本件訴えのうち、次の部分をいずれも却下する。
 - (1) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成15年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額54万1000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額93万6070円を下回らない部分の取消しを求める部分
 - (2) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成16年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額が1万8000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額が124万3140円を下回らない部分の取消しを求める部分
 - (3) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成17年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額が1万3000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額が90万7790円を下回らない部分の取消しを求める部分
 - (4) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額3万0500円、納付すべき地方消費税額7600円を超えない部分の取消しを求める部分
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 長野税務署長が原告に対して平成19年3月8日付けで行った平成15年分ないし平成17年分の各所得税に係る更正処分(ただし、いずれも異議決定及び審査裁決により一部取り消され

た後のもの)を取り消す。

- 2 長野税務署長が原告に対して平成19年3月8日付けで行った平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税の更正処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、住宅リフォームの外交員である原告が、平成15年分ないし平成17年分（以下「本件各係争年分」という。）の各所得税に係る更正処分（以下「本件各所得税更正処分」という。）及び平成17年1月1日から同年12月31日の課税期間（以下「本件課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る更正処分（以下「本件消費税等更正処分」といい、本件各所得税更正処分とあわせて「本件各更正処分」という。）の取消しを求める事案である。

1 前提事実

(1) 確定申告

原告は、本件各係争年分の各所得税及び本件課税期間の消費税等について、別表1ないし4の「確定申告」の区分に記載のとおり確定申告書に記載して納税の申告をした（甲1の1ないし4）。

(2) 原告に対する税務調査（乙1、弁論の全趣旨）

ア 長野税務署個人課税第四部門国税調査官乙（以下「乙係官」という。）は、平成18年4月、原告の税務調査を担当することとなった。

イ 乙係官は、同年5月16日午前11時45分ころ、原告の自宅（以下「原告宅」という。）に臨場したところ、原告宅はオートロック式のマンションであった。

乙係官は、インターホンのボタンを押して来訪を告げようとしたが、応答がなかったため、調査のために臨場したが不在であったこと、同月19日までに電話等の方法により連絡して欲しい旨記載した同月16日付けの文書（乙1別添1。以下「5月16日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

ウ 乙係官は、同年5月19日までに原告から何らの連絡もなかったため、同月23日午後1時ころ、午後4時ころ及び午後5時ころの三度にわたり、原告宅に臨場したが、いずれも原告が不在であったため、同月29日までに電話等の方法により連絡して欲しい旨記載した同月23日付けの文書（乙1別添2。以下「5月23日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

エ 原告は、同年5月25日午前8時50分ころ、乙係官に対し電話した。その際、乙係官は、原告に対し、税務調査のため原告宅に臨場したいので日程を調整して欲しいこと、日常連絡のとれる電話番号を教えて欲しいことを依頼した。しかし、原告は、「調査といわれても、自分は不正なことはしていないし、出張ばかりで時間がとれない。」「自分は金沢支店勤務ということになっている。」などと言い、月末あるいは時間がある時に再度連絡すると言って電話を切った。

オ 乙係官は、税務調査の日程調整を図るため、同年7月20日、原告の勤め先であるAの金沢支店に電話をしたところ、原告は長野営業所にいるのでそちらに電話してほしいと言われた。そこで、乙係官は、A長野営業所に電話したが、原告は不在であったため、応答に出た者に対し、折り返し連絡をして欲しい旨伝言を依頼した。

カ 乙係官は、原告から何らの連絡もなかったため、同年9月27日午後1時ころ、原告宅に

臨場したが、原告は不在だったため、税務調査のため同年10月4日午前10時に原告宅へ臨場する旨記載した同年9月27日付けの文書（乙1別添3。以下「9月27日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

キ 原告は、同年9月28日午後4時50分ころ、長野税務署に電話し、電話を受けた職員に対し、「文書が届いていたので電話した。前にも言ったが、正しくやっているので調べても意味がないと思う。」、「明日からまた家にいない。」、「家にはフィリピン人の妻しかいない。」などと言って電話を切った。

乙係官は、上記原告の電話の内容を聞き、原告が9月27日差置文書に記載した10月4日の原告宅への臨場は差し支える旨連絡してきたものと捉え、10月4日には原告宅に臨場せず、少し間を置いた同月10日に原告宅へ臨場することとした。

ク 乙係官は、同年10月10日午前10時25分ころ、原告宅に臨場し、インターホンのボタンを押したところ、原告の妻らしき者が応答した。同女は、原告は不在であり、翌日帰宅予定であると答えた。そこで、乙係官は、同女に対し、文書を差し置いていくので、折り返し連絡して欲しい旨伝言を依頼するとともに、同月17日午前10時に原告宅へ臨場するので帳簿書類等を用意して調査に応ずるよう記載した同月10日付けの文書（乙1別添4。以下「10月10日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

ケ 原告は、同年10月11日、「個人事業者の消費税説明会の開催のご案内等について」と題する文書を持参して長野税務署を訪れ、同署職員と面接して、消費税課税事業者届出書（乙2）及び本件課税期間に係る消費税等の期限後申告書を提出した。

乙係官は、同日午後3時50分ころ、長野税務署職員から、原告が同署を訪れ上記各書類を提出したと聞き、上記消費税課税事業者届出書に記載されていた携帯電話番号に電話し、応答した原告に対し、10月10日差置文書に記載したとおり、同月17日に原告宅に臨場するので、帳簿書類等を用意して、税務調査に協力するよう要請した。これに対し、原告は、「来てもらっても困る。」、「出張ばかりで時間もない。」などと言った。

乙係官は、このことを上司である丙個人課税第四部門統括国税調査官（以下「丙統括官」という。）に報告した。丙統括官は、乙係官に対し、引き続き原告と面接する努力を継続するとともに、原告の協力が得られない場合に備えて、原告の総収入金額や類似同業者の所得率などを調べるよう指示した。

乙係官は、原告が、同月17日に臨場しても不在である旨述べていたため、同日には臨場せず、少し間を置いた同月31日に臨場することとした。

コ 乙係官は、同年10月31日午後12時ころ、原告宅に臨場したが、原告が不在であったため、税務調査への協力の要請、税務署独自の調査を進めていること並びに課税仕入等の税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存がない場合には消費税法30条7項の規定により課税仕入等の税額控除が適用されないことを記載した同日付けの文書（乙1別添5。以下「10月31日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

サ 乙係官は、同年11月2日、原告の業態を詳しく把握するため、Aの本社に電話し、応答した社員から、Aの外務員の仕事が、顧客宅に臨場して住宅リフォーム工事の契約を取ってくるものであること及び報酬は完全歩合制であることを聴取するとともに、詳しいことは金沢支店に問い合わせた方がよいとの示唆を受けた。

乙係官は、同日、A金沢支店に電話し、同社の外務員の仕事が、住宅リフォーム工事の契

約を取ってくるものであること、リフォーム工事は同社専属の大工が行い、外務員が直接リフォームの仕事を請け負うことはないこと、報酬の手数料は工事の種類ごとに決まっている割合に基づく歩合制であることなどを聴取した。

シ 乙係官は、同年11月30日午前11時40分ころ、原告宅に臨場したが、原告が不在であったため、税務署独自の調査を進めていること、原告から税務調査への協力が得られない場合は、引き続き税務署独自の調査を進め、調査結果を通知することとなると記載した同日付けの文書（乙1別添6。以下「11月30日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

ス 乙係官は、原告から何らの連絡もなかったため、平成19年3月2日午前9時17分ころ、原告宅に臨場したが、原告は不在であったため、税務署独自で行った調査結果（税務署独自で行った調査に基づく所得金額）を説明したいので、同月7日午後2時30分に長野税務署に来署するよう依頼する同月2日付けの文書（乙1別添7。以下「3月2日差置文書」という。）を郵便受けに差し置いた。

セ 原告は、同年3月7日午後2時30分ころ、長野税務署を訪れ、乙係官及び丙統括官と面接した。

丙統括官は、原告に対し、平成18年5月から本件調査に対する協力及び帳簿書類等の提示の依頼を行ってきたにもかかわらず、原告から協力が得られず、実額により所得金額を計算することができなかつたため、やむなく反面調査で把握した総収入金額に、原告の業種・業態と類似する同業者（以下「比準同業者」という。）の平均的な所得率（以下「同業者所得率」という。）を乗ずる方法によって事業所得の金額を計算したこと、そのようにして算出した原告の平成15年分から平成17年分までの事業所得金額及び税額を説明した。その上で、丙統括官は、原告に対し、修正申告書を提出するよう勧めたが、原告は、「自分は税務署が選んだ同業者とは違い、経費が多額にかかっている。」「昨年金沢支店が閉鎖した際、会社の書類をすべて破棄しました。その時自分の書類も一緒に破棄してしまったので何も残ってない。」などと言って、これに応じなかつた。

(3) 本件各更正処分等

長野税務署長は、平成19年3月8日付けで、別表1ないし4の「更正処分及び賦課決定処分」の区分に記載のとおり、本件各係争年分の各所得税に係る更正及び過少申告加算税賦課決定をするとともに、本件課税期間の消費税に係る更正及び過少申告加算税の賦課決定をした（甲1の1ないし4）。

(4) 異議申立て及び異議決定

原告は、平成19年3月13日、本件各課税処分について異議申立てをした。長野税務署長は、平成19年6月7日、別表1ないし3の「異議決定」の区分に記載のとおり認定し、本件各所得税更正処分の一部を取り消し、その他の申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。（甲7）

(5) 審査請求及び審査裁決

原告は、平成19年6月8日、審査請求をし、国税不服審判長は、平成20年4月22日、別表2の「審査裁決」の区分に記載のとおり認定し、平成16年分所得税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、その他の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲6、19の1）

(6) 原告は、平成20年8月19日、本件訴えを提起した。

2 被告の主張

(1) 原告の本件各係争年分の所得税額等

ア 平成15年分所得税

(ア) 事業所得の総収入金額 1123万3500円

原告が長野税務署長に対して提出した同年分の収支内訳書(乙8の1)の「売上(収入)金額」欄記載の金額及び原告が同年分の所得税確定申告書に添付したA作成の「平成15年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(乙9の1)の「支払金額」欄記載の金額と同額

(イ) 事業所得の金額 598万1838円

上記(ア)の金額に、同業者所得率53.25パーセントを乗じた金額

(ウ) 総所得金額(所得税法22条2項) 598万1838円

上記(イ)と同額

(エ) 所得控除の合計額 140万6590円

所得控除の額(所得税法72条ないし84条及び86条)の合計額であり、下記aないしcの金額の合計額に基礎控除の金額38万円を加えた金額

a 社会保険料控除の金額(所得税法74条) 26万6590円

原告が平成15年中に支払った社会保険料の金額である。

b 配偶者控除の金額(同法83条) 38万円

c 配偶者特別控除の金額(平成15年法律第8号による改正前の同法83条の2) 38万円

(オ) 課税総所得金額 457万5000円

上記(ウ)の金額から上記(エ)の金額を控除した金額(所得税法89条2項。ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て後のもの。)

(カ) 算出所得税額 58万5000円

上記(オ)の金額に、所得税法89条1項に定める税率を乗じた金額

(キ) 定率減税額 11万7000円

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成18年3月31日法律第10号による廃止前のもの。以下「旧負担軽減法」という。)6条の規定により算出した金額

(ク) 源泉徴収税額 97万9350円

A作成の「平成15年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(乙9の1)の「源泉徴収税額」欄記載の金額と同額

(ケ) 還付金の額に相当する税額 51万1350円

上記(カ)の金額から上記(キ)を控除した残額から上記(ク)の金額を控除した金額

イ 平成16年分所得税

(ア) 事業所得の総収入金額 1388万5800円

原告が長野税務署長に対して提出した同年分の収支内訳書(乙8の2)の「売上(収入)金額」欄記載の金額及び原告が同年分の所得税確定申告書に添付したA作成の「平成16年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(乙9の2)の「支払金額」欄記載の金

額と同額

(イ) 事業所得の金額 732万7536円

上記(ア)の金額に、比準同業者を基に算出した同業者所得率52.77パーセントを乗じた金額

(ウ) 総所得金額 732万7536円

上記(イ)の金額と同額

(エ) 所得控除の合計額 145万3300円

所得控除の額(所得税法72条ないし84条及び86条)の合計額であり、下記aないしcの金額の合計額に基礎控除の金額38万円を加えた金額

a 社会保険料控除の金額(所得税法74条) 31万3300円

原告が平成16年中に支払った社会保険料の金額

b 配偶者控除の金額(同法83条) 38万円

c 扶養控除の金額 38万円

(オ) 課税総所得金額 587万4000円

上記(ウ)の金額から上記(エ)の金額を控除した金額である(所得税法89条2項。ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て後のもの。)

(カ) 算出所得税額 84万4800円

上記(オ)の金額に、所得税法89条1項に定める税率を乗じた金額

(キ) 定率減税額 16万8960円

旧負担軽減法6条の規定により算出した金額

(ク) 源泉徴収税額 124万4580円

A作成の「平成16年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(乙9の2)の「源泉徴収税額」欄記載の金額と同額

(ケ) 還付金の額に相当する税額 56万8740円

上記(カ)の金額から上記(キ)を控除した残額から上記(ク)の金額を控除した金額

ウ 平成17年分所得税

(ア) 事業所得の総収入金額 1052万8300円

原告が長野税務署長に対して提出した同年分の収支内訳書(乙8の3)の「売上(収入)金額」欄記載の金額及び原告が同年分の所得税確定申告書に添付したA作成の「平成17年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(乙9の3)の「支払金額」欄記載の金額と同額

(イ) 事業所得の金額 553万2621円

上記(ア)の金額に、比準同業者を基に算出した同業者所得率52.55パーセントを乗じた金額

(ウ) 総所得金額(所得税法22条2項) 553万2621円

上記(イ)の金額と同額

(エ) 所得控除の合計額 141万3550円

所得控除の額(所得税法72条ないし84条及び86条)の合計額であり、下記aないしcの金額の合計額に基礎控除の金額38万円を加えた金額である。

a 社会保険料控除の金額(所得税法74条) 27万3550円

原告が平成17年中に支払った社会保険料の金額

b 配偶者控除の金額（同法83条） 38万円

c 扶養控除の金額 38万円

(オ) 課税総所得金額 411万9000円

上記(ウ)の金額から上記(エ)の金額を控除した金額（所得税法89条2項。ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て後のもの。）

(カ) 算出所得税額 49万3800円

上記(オ)の金額に、所得税法89条1項に定める税率を乗じた金額

(キ) 定率減税額 9万8760円

旧負担軽減法6条の規定により算出した金額

(ク) 源泉徴収税額 90万8830円

A作成の「平成17年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（乙9の3）の「源泉徴収税額」欄記載の金額と同額

(ケ) 還付金の額に相当する税額 51万3790円

上記(カ)の金額から上記(キ)を控除した残額から上記(ク)の金額を控除した金額

エ 本件課税期間に係る消費税等

(ア) 課税標準額 1002万6000円

原告の本件課税期間における税込み課税売上高（上記ウ(ア)）に105分の100を乗じた金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数切捨て後のもの）。

(イ) 消費税額 40万1000円

上記(ア)の課税標準額に100分の4を乗じた金額（消費税法29条。ただし、100円未満の端数切捨て後の金額（通則法119条1項））

(ウ) 地方消費税額 10万0200円

上記(イ)の消費税額に100分の25を乗じた金額（地方税法72条の83。ただし、100円未満の端数切捨て後の金額（通則法119条1項））

(エ) 仕入に係る消費税額の控除額 0円

原告は、本件課税期間に係る帳簿書類等を全く備え付けておらず、当該事実、消費税法30条7項本文に規定する「帳簿及び請求書等（括弧内省略）を保存しない場合」に該当するから、本件課税期間に係る納付すべき消費税額及び地方消費税額の計算上、同条1項の規定は適用されない。

(オ) 消費税及び地方消費税の合計税額 50万1200円

上記(イ)及び(ウ)の合計額（地方税法附則9条の4ないし9条の6）

(2) 推計課税の必要性について

所得税法156条は、税務署長が、納税者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により納税者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額を推計して、所得税につき更正又は決定をすることができる旨を規定し、推計課税を認めている。すなわち、税務署長が十分な直接資料を入手することができず、直接資料に基づいて所得税法が規定する各種所得の金額の計算に関する規定によって所得金額を的確に算定することができない場合、具体的には、①納税者が帳簿書類等を備

え付けておらず、収入及び支出の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合（帳簿書類等の不存在）、②納税者が帳簿書類等を備え付けてはいるものの、誤記脱漏が多いとか、同業者に比して所得率が低率であるとか、二重帳簿が作成されているなど、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合（帳簿書類等の不備）、③納税者又はその取引関係者が調査に協力しないため、直接資料が入手できない場合（調査非協力）のいずれかに該当する場合には、推計課税をすることが許されると解されている。

本件については、以下のとおり、帳簿書類等の不存在及び原告の調査非協力を該当することは明らかであり、処分行政庁としては、原告に対する調査を実施し、その所得を実額で把握することができず、推計の方法により原告の事業所得の金額を算定せざるを得なかったのであって、本件各更正処分において推計の必要性が存在したことは明らかである。

すなわち、原告は、①5月16日差置文書を受け取ったと思われるのに何ら連絡せず、②5月23日差置文書を受け取った後の平成18年5月25日、乙係官に電話した際、「調査と言われても、自分は不正なことはしていないし、出張ばかりで時間がとれない。」などと言って一方的に電話を切り、③同年7月20日に乙係官がA長野営業所に電話して、原告に連絡してほしいと伝言したのを聞いたと思われるのに何ら連絡せず、④9月27日差置文書を受け取った後の平成18年9月28日に長野税務署に電話し、職員に対し、「前にも言ったが、正しくやっているのだから調べても意味がないと思う。」「明日からまた家にいないので、勝手にやってくれ。」などと述べ、⑤10月10日差置文書を受け取ったと思われるのに、翌11日に長野税務署を訪れた際に乙係官に面接を求めるともなく、⑥同日乙係官が原告の携帯電話に電話をかけた際、「出張ばかりで時間もなく、お金もないため、そちらで独自に調査を進めてほしい。」などと言い、⑦10月31日差置文書を受け取ったと思われるのに何ら連絡せず、⑧11月30日差置文書を受け取ったと思われるのに何ら連絡しなかったものであり、原告が乙係官の求めに応じて自ら電話連絡したのはわずかに2回のみであった上、その電話連絡の内容は、自分は正しくやっているから調査する意味がないとか、勝手に調査してくれというもので、多忙等を理由に一貫して調査の日程調整にすら応じないというものであり、また、平成18年10月11日、本件課税期間に係る消費税等の期限後申告書等を提出するために長野税務署を訪れた際、乙係官に面接を求めるとも可能であったにもかかわらず、これをしていない。また、原告は、平成19年3月7日、乙係官及び丙統括官に対して、「昨年金沢支店が閉鎖した際、会社の書類をすべて破棄しました。その時自分の書類も一緒に破棄してしまったので何も残ってない。」と申し述べるなど、帳簿書類等の不存在を自認しているところ、このようなことを言ったのはこの日が初めてである（乙係官は、平成18年7月20日及び同年11月2日に金沢支店に電話しているから、遅くとも同年11月2日までは、原告は帳簿書類等を提示することは可能だったはずであるのに、これをしなかった。）。このように、原告は、本件調査の全過程を通じ一貫して調査担当者の調査協力要請に応じることなく、その結果、本件各係争年分の帳簿書類等を提示しなかったもので、その帳簿書類の提示拒否に正当な理由がないことは明らかであり、その後、原告が帳簿書類等を破棄したことを認め、帳簿書類等の不存在も明らかとなったことから、長野税務署長は、上記推計課税の必要性の要件である「①帳簿書類等の不存在」及び「③調査非協力」を充足することにに基づき、推計課税を行ったものである。

(3) 原告は、原告が出張中に原告の妻が帳簿書類等を捨ててしまったとの事情が、消費税法30条7項ただし書に規定する「災害その他のやむを得ない事情」に当たる旨主張する。

しかしながら、「災害又はやむを得ない事情」というためには、天災又は人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害により、あるいは、これに準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態によって帳簿書類等を保存できなかった場合でなければならないところ、本件においては、原告が訴状で自認するところによっても原告の妻が処分したことにより紛失したというのであり、このような原告が主張する事情が、天災又は人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害、あるいは、これに準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態に該当しないことは明らかであり、原告の上記主張は失当である。

(4) 推計課税の合理性について

ア 所得税法156条は、推計の必要性が認められる場合にどのような推計方法を採用すべきかについては特に触れることなく、税務署長の裁量的判断にこれをゆだねている。これが恣意的な推計を許すものでないことはもちろんであるが、他方で税務署長に必要以上の時間と労力をかけて資料の探索を求めることも、推計の必要性を生じさせた納税義務者の行動等にかんがみ適当ではないから、結局、税務署長において現に入手し得る資料の限定性、調査時間及び調査能力の制約、納税義務者間の公平等との関連で、採用された推計方法が、実額課税の代替手段として当該納税義務者の所得近似値を求め得る方法として社会通念上相応の合理性（一応の合理性）があると認められる必要があり、かつ、それをもって足りるというべきである。

イ 本件における推計の方法は、本件調査において被告が把握した原告の本件各係争年分の事業所得に係る総収入金額に、比準同業者の平均所得率を乗じ、本件各係争年分の事業所得の金額を算定した（いわゆる比率法）。こうした同業者の平均値による推計課税において、当該納税者の個々具体的な事業内容のすべてを把握し、これと同一の同業者だけを抽出することは困難であり、これを要求することは推計による課税自体を否定し、その結果、正確な帳簿書類を備え付け調査に協力する納税者との間で課税の公平に反する結果となるから、比準同業者の抽出基準については、一般的・抽象的にみて実額に近似した金額を算出するのに必要な限度で設定されれば足りるというべきである。そのような方法によっても、推計方法は平均値によるものであるから同業者間に通常存在する程度の営業条件等の差異は捨象され、その推計方法が業種の同一性、営業規模の一応の類似性及び平均値算出過程の整合性を有し推計の基礎的要件に欠けていない以上、営業条件の差異が平均値による推計自体を全く不合理ならしめる程度に顕著なものでない限り、推計の合理性は肯定されるというべきである。

ウ 本件における比準同業者の抽出方法は以下のとおりである。

関東信越国税局長は、長野県下の各税務署長に対し、当該各税務署管内に所得税の納税地を有する個人事業者のうち、本件各係争年分ごとに次のアないしオの条件（以下「本件抽出基準」という。）のすべてに該当する者の報告を求める通達（乙第4号証）を發した。

(ア) その年分の暦年を通じて、外交員業（生命保険外交員、商品販売外交員を除く。）を継続して営んでいる者であること

(イ) (ア)以外の事業を兼業していなかった者であること

(ウ) 所得税の申告において青色申告の承認を受けており、青色申告決算書を提出している者であること

(エ) 年間の売上（収入）の金額が、次の範囲内にある者であること

平成15年分 561万6750円以上 2246万7000円以下
平成16年分 694万2900円以上 2777万1600円以下
平成17年分 526万4150円以上 2105万6600円以下

(オ) 次のa及びbのいずれにも該当しない者であること

a 災害等により、経営状態が異常であると認められる者

b 税務署長から更正又は決定処分がされている者のうち、次のいずれかに該当する者

(a) 当該処分について国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間又は出訴期間の経過していないもの

(b) 当該処分に対して不服申立てがされ、又は訴えが提起されて現在審理中であるもの

長野県下の各税務署長は、その通達に応じて、関東信越国税局長に対し、「外交員業(生命保険、商品販売外交を除く。)の同業者調査表」(乙第5号証の1ないし10、乙第6号証の1ないし10及び乙第7号証の1ないし10)のとおり、回答をした。

エ 長野県下の各税務署長は、本件各係争年分ごとに、本件抽出基準のすべてを満たしている者を漏れなく、機械的に抽出したものであって、その抽出の過程に恣意が介在する余地がないことは明らかであり、抽出過程における合理性は十分に確保されている。

そして、本件抽出基準が、業種及び業態の同一性、事業規模等の近似性等同業者の類似性を判別する基礎的要件を欠くものではなく合理的なものであることは明らかである。

さらに、比準同業者は、いずれも帳簿等の備付けのある青色申告者であり、経営状態が異常であると認められる者や更正等に対して不服申立て等をしている者が除外されているのであるから、その収入金額及び必要経費の算出根拠となる資料の正確性も十分に担保されているといえることができる。

加えて、本件抽出基準により抽出された本件各係争年分における原告の比準同業者の各件数は、平成15年分が4件、同16年分が5件、同17年分が4件であるところ、これらの件数は、同業者間に通常存在する程度の営業条件等の個別性を捨象し、平均化するに足る件数であるというべきであり、合理的である。

したがって、比準同業者の平均所得率は、十分に合理性を有するものであり、本件における推計の方法は合理的である。

オ 原告の主張に対する反論

原告は、設計・施工管理が、外交員と表裏一体であり、一般の外交員よりも経費が多くかかるなどと主張する。

しかしながら、原告が本件各係争年分における事業所得の総収入金額は、Aから支払を受けた「外務員報酬」のみであり(乙8の1ないし3)、乙係官がA本社及び同社金沢支店から聴取したところによれば、同社の外務員の職務は、Aのため住宅リフォーム契約をとってくるといふものにすぎず、契約締結に係る外務員報酬は工事の内容に応じて定められた歩合に基づいて算定され、工事は同社専属の大工が行い、同社の外務員が工事をするわけではないというのであり(乙1の12項・6頁)、原告の主張は事実と反し、原告の営む事業は外交員業であると認められるところ、本件における比準同業者は、いずれも「外交員業(生命保険外交員、商品販売外交員を除く。)」を専業で営む者であり、原告の業種・業態と類似性を有することは明らかである。

3 原告の主張

(1) 消費税法30条7項ただし書の「災害その他のやむを得ない事情」の「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害をいい、「やむを得ない事情」とは、上記「災害」に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することが出来ない状況にある事態をいう。

確定申告のための領収書や帳簿書類については、原告の妻が大切な書類だと知らずに捨ててしまった。原告の妻は、フィリピン人であり日本語の読み書きができないため、原告が出張中、子供（2歳）が帳簿書類等をちぎって散らかしたために、原告の妻が掃除をするために捨ててしまったのである。これは、人為的災害（人間の引き起こした事故や、自然破壊、環境汚染が、原因となって起こる社会的、経済的災害）であり、上記の「当該事業者の責めに帰することが出来ない状況」、「やむを得ない事情」、「その他の人為的災害」に該当する。

また、原告は、調査に協力しないのではなく、県外出張がとて多く長野にいないため出来ないのである。長野税務署長は、原告が出張のために税務署の調査員と一度も会うことができないまま、話の通じない原告の妻とのやりとりだけで推計課税をしてしまった。また、原告が平成18年度の領収書を持参したら、「その領収書や今の帳簿は参考にならないから見ません」と言われた。

(2) 設計・施工管理は、住宅リフォームの外交員と表裏一体の関係にあり、原告の事業は一般の外交員よりも経費が多くかかるものである。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の判断

納税義務者が確定申告書を提出すれば、原則として、それによって納税額が確定するのであって、納税義務者が確定申告書の記載の錯誤による無効を主張しうる場合であれば格別、そうでない以上、更正の請求という手続によってのみ、その金額の減額変更を求めうることからしても、かかる更正の請求手続をとることなく、訴えによって更正処分のうち申告額を超えない部分の取消しを求めることは、納税義務者の自認する納税額の範囲を超えて更正処分の取消しを求めることになるから、訴えの利益を欠くものとして許されないというべきである。

原告は、被告に対し、別表1ないし4「確定申告」欄記載のと通りの申告を行ったから、本件訴えのうち、(1) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成15年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額54万1000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額93万6070円を下回らない部分の取消しを求める部分、(2) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成16年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額が1万8000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額が124万3140円を下回らない部分の取消しを求める部分、(3) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした原告の平成17年分の所得税の更正処分のうち課税総所得金額が1万3000円を超えない部分及び還付金の額に相当する金額が90万7790円を下回らない部分の取消しを求める部分、(4) 長野税務署長が原告に対し平成19年3月8日付けでした平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額3万0500円、納付すべき地方消費税額7600円を超えない部分の取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠き不適法であり、却下を免れない。

2 推計の必要性の有無について

前記第2の1(2)認定事実によれば、本件調査に際して、原告は本件調査に協力する姿勢がみられなかったということができ、被告が、原告の事業所得金額について、原告に対する質問調査等によってこれを把握することが困難であると判断して、独自の調査を行い、その結果を基に推計の方法によって同金額を算出したことは、やむを得なかったものであるといえるから、本件において、推計の必要性は認められる。

3 推計の合理性について

(1) 本件における推計方法は、原告の総収入金額を基礎とし、比準同業者の平均所得率に基づき推計して、それぞれ算出したというものである。この推計の方法は、類似同業者の抽出基準が、業種及び業態、事業所の近接性、事業規模等の基本的な要因において合理的であって、その抽出過程に恣意が介在しておらず、所得率の算定の正確性が担保されている限り、一応合理的なものといえることができる。

(2) 本件の抽出基準は、長野県内の各税務署管内の個人事業者で、本件各係争年分ごとに次のアないしオの条件のすべてに該当する者の全部というものであった(乙4)。

ア その年分の暦年を通じて、外交員業(生命保険外交員、商品販売外交員を除く。)を継続して営んでいる者であること

イ ア以外の事業を兼業していなかった者であること

ウ 所得税の申告において青色申告の承認を受けており、青色申告決算書を提出している者であること

エ 年間の売上(収入)の金額が、次の範囲内にある者であること

平成15年分 561万6750円以上 2246万7000円以下

平成16年分 694万2900円以上 2777万1600円以下

平成17年分 526万4150円以上 2105万6600円以下

オ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない者であること

(ア) 災害等により、経営状態が異常であると認められる者

(イ) 税務署長から更正又は決定処分がされている者のうち、次のいずれかに該当する者

a 当該処分について国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間又は出訴期間の経過していないもの

b 当該処分に対して不服申立てがされ、又は訴えが提起されて現在審理中であるもの

この抽出基準は、原告がA長野営業所で住宅リフォームの外交員の業務に従事しており、他の事業を兼業するものではなかったこと(乙1、8の1ないし3、乙9の1ないし3)、原告の本件各係争年分の収入金額(売上金額)が、平成15年分が1123万3500円、平成16年分が1388万5800円、平成17年分が1052万8300円であったこと(乙8の1ないし3、乙9の1ないし3)などからすれば、その業種・業態の同一性、事業所の所在地の近接性、事業規模の近似性等の基本的要因において、原告と類似する事業形態の同業者を抽出するための基準として合理性を有するものである。この点、原告は、設計・施工管理も営むと主張するが、原告の事業所得の収入は、Aからの外務員報酬だけであり、同社の外務員の職務はAのために住宅リフォーム契約をとってくるというだけである(乙1、8の1ないし3、乙9の1ないし3)から、原告が外務員業のほか設計・施工管理も営んでいたとはいえない。

そして、上記抽出基準による抽出方法は、関東信越国税局長が、長野県下の各税務署長に対し、上記抽出基準に従って抽出した者を報告するよう通達により指示し、長野県下の各税務署長が、その通達に応じて、上記抽出基準を満たす者を機械的に抽出し、関東信越国税局長に対し、「外交員業（生命保険、商品販売外交を除く。）の同業者調査表」により回答をしたものである（乙4、5の1ないし10、乙6の1ないし10、乙7の1ないし10）から、その抽出過程において恣意が介在する余地はない。また、本件抽出基準により抽出された本件各係争年分における原告の比準同業者の各件数は、平成15年分が4件、同16年分が5件、同17年分が4件であった（乙5の1ないし10、乙6の1ないし10、乙7の1ないし10）から、同業者間に通常存在する程度の営業条件等の個別性を捨象し平均化するに足る件数であるといえる。さらに、抽出された者はいずれも青色申告者などであり資料の正確性も担保されているといえる。

このようなことからすれば、本件において、原告の収入金額を基礎とし、比準同業者の平均所得率を用いて原告の各係争年分の所得金額を推計することには合理性があるといえることができる。

(3) そして、上記の抽出基準に従って抽出された者から同業者所得率を算出すると別表5ないし7のとおりとなる（乙5の1ないし10、乙6の1ないし10、乙7の1ないし10）。

4 原告が「災害その他のやむを得ない事情により、当該保存をすることができなかった」（消費税法30条7項ただし書）といえるかについて

上記「災害その他のやむを得ない事情」とは、天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害、これに準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することが出来ない状況にある事態をいうと解されるところ、配偶者が誤って廃棄してしまったことがこれらに該当するものでないことは明らかである。他に、原告が、災害その他のやむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを認めるに足る証拠はない。

5 そして、原告は何ら実額反証をしないから、以上を前提に、各係争年分の所得税及び消費税並びにこれらに係る各過少申告加算税の額を計算すると、前記第2の2(1)の被告の主張するとおりとなる。

これによれば、原告の本件各係争年分の課税総所得金額及び還付金の額に相当する金額は本件各所得税更正処分に係る課税総所得金額及び還付金の額に相当する金額と同額であり、原告の本件課税期間分の消費税及び地方消費税の納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額は本件消費税等更正処分に係る納付すべき消費税額及び納付すべき地方消費税額と同額であるから、本件更正処分は適法である。

6 よって、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 近藤 ルミ子

裁判官 宮永 忠明

裁判官 望月 千広

別表 1

課税処分等の経緯（平成15年分 所得税）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成16年2月17日	平成19年3月8日	平成19年3月13日	平成19年6月7日	平成19年6月8日	平成20年4月22日
	事業所得の金額	1,681,056	6,513,183	1,681,056	5,981,838	1,681,056	棄却
	計（総所得金額）	1,681,056	6,513,183	1,681,056	5,981,838	1,681,056	
所得控除額	社会保険料	0	109,820	0	266,590	0	
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	配偶者特別控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	扶養控除額	0	0	0	0	0	
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	計(所得控除の合計額)	1,140,000	1,249,820	1,140,000	1,406,590	1,140,000	
課税総所得金額		541,000	5,263,000	541,000	4,575,000	541,000	
算出税額		54,100	722,600	54,100	585,000	54,100	
定率減税額		10,820	144,520	10,820	117,000	10,820	
源泉徴収税額		979,350	979,350	979,350	979,350	979,350	
還付金の額に相当する金額		△936,070	△401,270	△936,070	△511,350	△936,070	
過少申告加算税			54,500	0	42,000	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 2

課税処分等の経緯（平成16年分 所得税）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成17年2月4日	平成17年3月31日	平成19年3月8日	平成19年3月13日	平成19年6月7日	平成19年6月8日	平成20年4月22日
	事業所得の金額	1,158,267	1,158,267	8,353,697	1,158,267	7,889,911	1,158,267	7,327,536
	計（総所得金額）	1,158,267	1,158,267	8,353,697	1,158,267	7,889,911	1,158,267	7,327,536
所得控除額	社会保険料	0	0	156,530	0	313,300	0	313,000
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	配偶者特別控除	380,000	0	0	0	0	0	0
	扶養控除額	0	0	380,000	0	380,000	0	38,000
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
	計（所得控除の合計額）	1,140,000	760,000	1,296,530	760,000	1,453,300	760,000	1,453,300
課税総所得金額		18,000	398,000	7,057,000	398,000	6,436,000	398,000	5,874,000
算出税額		1,800	39,800	1,081,400	39,800	957,200	39,800	844,800
定率減税額		360	7,960	216,280	7,960	191,440	7,960	168,960
源泉徴収税額		1,244,580	1,244,580	1,244,580	1,244,580	1,244,580	1,244,580	1,244,580
還付金の額に相当する金額		△1,243,140	△1,212,740	△379,460	△1,212,740	△478,820	△1,212,740	△568,740
過少申告加算税			0	101,000	0	86,000	0	72,500

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3

課税処分等の経緯（平成17年分 所得税）

（単位：円）

区分 項目		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成18年2月14日	平成19年3月8日	平成19年3月13日	平成19年6月7日	平成19年6月8日	平成20年4月22日
	事業所得の金額	773,088	6,086,410	773,088	5,532,621	773,088	棄却
	計（総所得金額）	773,088	6,086,410	773,088	5,532,621	773,088	
所得控除額	社会保険料	0	114,010	0	273,550	0	
	配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	配偶者特別控除	0	0	0	0	0	
	扶養控除額	0	380,000	0	380,000	0	
	基礎控除額	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
	計(所得控除の合計額)	760,000	1,254,010	760,000	1,413,550	760,000	
課税総所得金額		13,000	4,832,000	13,000	4,119,000	13,000	
算出税額		1,300	636,400	1,300	493,800	1,300	
定率減税額		260	127,280	260	98,760	260	
源泉徴収税額		908,830	908,830	908,830	908,830	908,830	
還付金の額に相当する金額		△907,790	△399,710	△907,790	△513,790	△907,790	
過少申告加算税			50,000	0	39,000	0	棄却

※ 「課税総所得金額」欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 4

課税処分等の経緯（平成17課税期間分 消費税及び地方消費税）

（単位：円）

項目	区分	確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決
		平成18年10月11日	平成19年3月8日	平成19年3月13日	平成19年6月7日	平成19年6月8日	平成20年4月22日
課税標準額		10,026,000	10,026,000	10,026,000	棄却	10,026,000	棄却
仕入税額控除の額		370,529	0	370,529		370,529	
納付すべき消費税額		30,500	401,000	30,500		30,500	
納付すべき地方消費税額		7,600	100,200	7,600		7,600	
無申告加算税の額		—	69,000	0	棄却	0	棄却

別表 5

外交員業の類似同業者（平成15年分）

類似同業者	①売上（収入）金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	7,546,328	3,697,500	48.99
2	22,162,997	12,907,162	58.23
3	14,199,186	6,229,560	43.87
4	12,900,015	7,989,796	61.93
合計			213.02
平均			53.25%

別表 6

外交員業の類似同業者（平成16年分）

類似同業者	①売上（収入）金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	7,118,496	3,457,815	48.57
2	7,053,263	4,227,644	59.93
3	22,435,948	13,062,908	58.22
4	17,253,946	6,487,568	37.60
5	14,809,444	8,816,477	59.53
合計			263.85
平均			52.77%

別表 7

外交員業の類似同業者（平成17年分）

類似同業者	①売上（収入）金額 円	②所得金額 円	③所得率 %
1	17,688,846	9,678,308	54.71
2	5,947,682	2,676,224	44.99
3	12,670,713	5,113,497	40.35
4	11,253,182	7,897,874	70.18
合計			210.23
平均			52.55%